

個人加盟ユニオンJAM東京千葉第12回定期総会 議案書

日時： 2014年2月17日(木)15:00～

場所： JAM金属労働会館 地下1階会議室

～次 第～

1. 開会あいさつ及び議長選出
2. 総会議長あいさつ
3. 個人加盟ユニオンJAM東京千葉代表あいさつ
4. JAM本部代表あいさつ
5. 報告事項
 - ①2013年度活動報告
 - ②2013年度会計報告
 - ③2013年度会計監査報告
6. 議案
 - ①2014年度活動方針(案)
 - ②2014年度予算(案)
 - ③2014年度役員体制(案)
7. 閉会あいさつ



1. 2013 年度活動報告 (2013 年 2 月 14 日～2014 年 2 月 17 日)

(1) 2013 年度役員体制

| | | |
|-------|----|-----|
| 会 長 | 山口 | 政市 |
| 副 会 長 | 高村 | 豊 |
| 〃 | 岡本 | 恒一 |
| 〃 | 生野 | 勝広 |
| 〃 | 長岡 | 功 |
| 事務局長 | 田中 | 昭司 |
| 事務局次長 | 戸田 | 健一 |
| 執行委員 | 橋本 | 光正 |
| 〃 | 野地 | 芳夫 |
| 〃 | 片桐 | 豊 |
| 〃 | 大竹 | 希代実 |
| 〃 | 天利 | 奈保美 |
| 〃 | 河野 | 博昭 |
| 〃 | 辻 | 美津枝 |
| 〃 | 八鍬 | 雅幸 |
| 〃 | 小山 | 恵 |
| 〃 | 安藤 | 正樹 |
| 会 計 | 岡田 | 麻美 |
| 会計監査 | 笹川 | 尚美 |
| 顧 問 | 嶋田 | 一夫 |
| 〃 | 小柳 | 忠久 |
| 〃 | 鈴木 | 睦男 |
| 〃 | 藤井 | 幸雄 |
| 〃 | 中村 | 達雄 |

(2) 定期総会

第 11 回定期総会

日 時 2013 年 2 月 14 日

会 場 JAM金属労働会館 地下 1 階会議室

出 席 ユニオン 山口、長岡、高村、岡本、板橋、天利、大竹、岡田、小山、橋本、
田中

JAM本部 滑川、平木

一般組合員 三浦

(3) 執行委員会

① 第 1 回執行委員会

日 時 2013 年 3 月 19 日

会 場 JAM本部

出 席 山口、長岡、岡本、高村、福井、田中

②第2回執行委員会

日 時 2013年10月10日

会 場 JAM本部

出 席 山口、長岡、岡本、高村、福井、田中

③第3回執行委員会

日 時 2013年12月12日

会 場 JAM本部

出 席 山口、長岡、福井、田中、野地

(4)労働相談ダイヤル相談員会議

①第3回相談員会議

日 時 6月27日

会 場 八王子労政会館

出 席 山口、長岡、高村、福井、田中

②第4回相談員会議

日 時 10月10日

会 場 JAM本部

出 席

③第5回相談員会議

日 時 2013年12月12日

会 場 JAM本部

出 席 山口、長岡、福井、田中、野地

(5)労働相談情報センター八王子事務所・労働相談担当者との意見交換会

日 時 2013年6月20日

会 場 労働相談情報センター八王子事務所

出 席 (ユニオン) 山口、長岡、福井、平木、西巻、田中
(八王子事務所) 中島係長、伊澤係長、石川主任
(西多摩地協) 岩崎副議長、古川事務局長、萱沼幹事、片桐地協担当、
安藤地協担当

(6)団体交渉

①(株)アコーディア・ゴルフ

日 時 2013年3月18日

出 席 田中、中村(当該)

*労働契約の一方的不利益変更の事案。別紙の内容にて和解

②エリアビイジャパン(株)

・日 時 2013年5月16日

出 席 高村、平木、田中

・日 時 5月31日 平木、田中

9月9日 田中

*解雇の事案。労働審判を準備中

(7) 労働相談

(1) GEヘルスケアジャパン

日 時 9月7日

出 席 平木、田中

*退職勧奨

(8) ①ドリコ労働組合

②ウエックス労働組合

(9) その他

①連合ユニオン東京第17回定期大会

日 時 2013年12月7日

会 場 ホテル・ラングウッド

出 席 岡田、田中

②JAM中央顧問弁護団、労働委員、労働審判員、地方JAM組織担当者合同研究会

日 時 2013年11月28日

会 場 JAM金属労働会館

出 席 田中

(10) 加入状況

加入者一覧

| | No | 加入年月日 | 氏名 | 年令 | 性 | 会社名 | 相談内容 |
|----|------|------------|----|----|---|-----|---------|
| 1 | A043 | 2008/1/1 | | 46 | 女 | | 雇用不安 |
| 2 | A050 | 2008/10/27 | | 46 | 女 | | 共済加入 |
| 3 | A058 | 2011/1/8 | | 36 | 女 | | 事業所閉鎖 |
| 4 | A061 | 2011/10/27 | | 43 | 男 | | 現在は問題なし |
| 5 | A063 | 2011/12/14 | | 68 | 女 | | 退職金未払 |
| 6 | A064 | 2012/1/1 | | 51 | 男 | | 共済加入 |
| 7 | A065 | 2012/2/6 | | | 男 | | 残業代未払い |
| 8 | A066 | 2012/2/6 | | | 男 | | 残業代未払い |
| 9 | A067 | 2012/2/6 | | | 男 | | 残業代未払い |
| 10 | A068 | 2012/2/6 | | 52 | 男 | | 残業代未払い |
| 11 | A069 | 2012/4/1 | | 41 | 男 | | 現在問題はなし |
| 12 | A070 | 2012/4/25 | | 53 | 男 | | 退職勧奨 |
| 13 | A071 | 2012/5/31 | | 51 | 男 | | 減給 |
| 14 | A072 | 2012/5/31 | | 60 | 女 | | 再雇用拒否 |
| 15 | A073 | 2012/6/21 | | 36 | 女 | | 共済加入 |
| 16 | A074 | 2012/8/20 | | 61 | 男 | | 雇止め |
| 17 | A075 | 2013/5/1 | | 36 | 男 | | 雇用不安等 |
| 18 | A076 | 2013/5/1 | | 50 | 男 | | 解雇 |

3.2012 年度会計報告、会計監査報告

(1)2013 年度会計報告

—別紙—

(2) 会計監査報告

—別紙—

4.2014 年度活動方針(案)

はじめに

平成 24 年度に東京労働局が受けた労働相談は 114,958 件で、前年に比べ 10.5%減少し、千葉県労働局が受けた労働相談は 19,711 件、前年比 9.1%の増加となっています。

また、東京都労働相談情報センターが受けた労働相談は 52,155 件で、前年比 0.4%の減少となっています。(千葉県は労働相談センターがあるものの、相談件数の統計は見当たらない)

このように相談件数は地域によるバラつきがありますが、特徴として下表にみられるように「いじめ・嫌がらせ」に関する相談が増える傾向にあります。

個人加盟ユニオン J AM東京千葉は、こうした依然として高留まりと多様化する労働相談に対応し、それを組織拡大に繋げるため以下の諸課題に取り組んでいきます。

| 東京都労働相談情報センター (平成 24 年度) (総数 52,155 件 前年比 0.4%減) | 解雇 | 退職 | 賃金不払い | 職場の嫌がらせ |
|-----------------------------------------------------------|-------------------|---------------------|--------------------|--------------------|
| 項目 | 8,800 (△10.0%) | 10,743 件 (1.0%増) | 7,302 件 (1.8%増) | 7,962 件 (8.4%増) |

| 東京都労働局 (平成 24 年度) (総数 114,958 件 前年比 10.5%減) | 解雇 | 労働条件の 引下げ | 退職勧奨 | いじめ・嫌がらせ |
|---------------------------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| | 6,255 件 (△20.1%) | 3,719 件 (△16.8%) | 3,175 件 (△16.9%) | 5,835 件 (12.5%増) |

| 千葉県労働局(平成 25 年度上半期) (総数 19,711 件 前年比 9.1%増) | 解雇 | 退職勧奨 | いじめ・嫌がらせ |
|---------------------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 571 件 (13.5%増) | 417 件 (45.8%増) | 994 件 (51.0%増) |

1. 組織拡大と強化

政府の 2014 年 1 月の月例経済報告によると景気の回復が鮮明となり、東京では、それに呼応するかのよう解雇などの労働相談が減少してきています。

今後、労働相談の件数がどのように推移していくかはわかりませんが、個人加盟ユニオンのニーズが無くなる訳ではありませんので、引き続き、JAM東京千葉組織拡大委員会、JAM労働相談ダイヤルとの連携を図りながら、未組織労働者の組織化を通じて組織の強化・拡大を図っていきます。

一方、JAM労働相談ダイヤルの相談件数は激減しています。これは現在タウンページを主要な媒体として行っている宣伝方法が時流にマッチしているかという問題と考えられ、今後この宣伝方法を検討していく必要があるかと思えます。

2. 各労使紛争解決機関・労働相談団体等との連携強化

個人加盟ユニオンJAM東京千葉は、連合東京や労働相談情報センターとの連携を強め、さらに個別労使紛争解決のノウハウの共有化や情報交換を行っていきます。

また例年実施している労働相談情報センターとの意見交換会を今年度も実施していきます。

各相談機関との意見交換会の実施状況

| | |
|-------------|-----------------------------|
| 2003年9月30日 | 東京都労働相談情報センターとの意見交換会 |
| 2004年11月30日 | 東京都労働相談情報センターとの意見交換会 |
| 2006年7月28日 | 東京都労働委員会事務局との情報交換会 |
| 2007年7月23日 | 東京都労働相談情報センター・飯田橋事務所との意見交換会 |
| 2008年7月4日 | 連合東京なんでも労働相談ダイヤルとの意見交換会 |
| 2009年6月11日 | 東京都労働相談情報センター・大崎事務所との意見交換会 |
| 2011年6月15日 | 東京都労働相談情報センター・飯田橋事務所との意見交換会 |
| 2012年6月20日 | 東京都労働相談情報センター・国分寺事務所との意見交換会 |
| 2013年6月27日 | 東京都労働相談情報センター・八王子事務所との意見交換会 |

3. 紛争解決のスキルなどの強化

最近の労働相談の傾向によると、「いじめや嫌がらせ」が増えるなど、解決が容易ではない事例や団体交渉や自主交渉では解決できない事例(エリア・ビィ・ジャパンなど)が出てきています。

そのため、個人加盟ユニオンJAM東京千葉は、役員・執行委員を対象とした学習会などを開催し、紛争解決のスキル強化やノウハウの共有化を図っていきます。

5. 2014年度予算(案)

—略—

6. 2014年度役員体制(案)

| | |
|-------|-------|
| 会 長 | 白川 祐臣 |
| 副 会 長 | 岡本 恒一 |
| 〃 | 生野 勝広 |
| 〃 | 長岡 功 |
| 事務局長 | 田中 昭司 |

| | |
|-------|-------|
| 事務局次長 | 戸田 健一 |
| 執行委員 | 橋本 光正 |
| 〃 | 河野 博昭 |
| 〃 | 辻 美津枝 |
| 〃 | 小山 恵 |
| 〃 | 安藤 正樹 |
| 会 計 | 岡田 麻美 |
| 会計監査 | 笹川 尚美 |

資料

1. 特別基金内規

- ①個人加盟ユニオン J AM東京千葉は、労使紛争を解決するために必要な裁判費用や弁護士費用などをプールするために特別基金を設置する。
- ②裁判費用や弁護士費用は原則労働相談当事者の負担とするが、しかし、やむを得ない事情等により本人が負担できないときはこの特別基金から貸し付けを行う。なお、その場合は、事前に執行委員会または3役の持ち回りで承認を得ることとする。また、この貸し付けの返済が滞った場合についての処理についても執行委員会の承認を得ることとする。
- ③特別基金の財源は、労働相談の当事者より、労使紛争の解決に当って解決金が支払われた場合にその金額に応じて1～5%の割合で拠出を受ける。なお、具体的な金額については本人の事前の同意を得ることとする。
- ④この内規は2013年3月19日から施行する。

2. ○○○○の協定書

協 定 書

株式会社○○○○（以下、「甲」という）、個人加盟ユニオンJAM東京千葉（以下、「乙」という）、乙組合員○○○○（以下、「丙」という）は丙の労働契約の変更について下記のとおり協定する。

記

1. 丙は甲を、2013年3月31日を以って合意退職する。
2. 甲は丙に対する和解金として610,388円を支払う義務のあることを認め、2013年3月31日までに、丙の銀行口座に振り込んで支払う。

3. 甲、乙、丙は本協定書の存在及びその内容の一切を厳格に秘密として保持し、その理由の如何を問わず、第三者に一切開示または漏洩しないものとする。
4. 甲、乙、丙は、本協定書に定める他、甲（甲の関連会社を含む）・丙間において何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。

以 上

2013年3月18日

甲) 株式会社〇〇〇〇
代表取締役社長 〇〇〇〇

乙) 個人加盟ユニオン J AM東京千葉
会 長 山口 政市

丙) 組合員 〇〇〇〇